

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の住居系地域における工場立地に関する調書

以下の項目について、どのような配慮がなされているか明記してください。

項目	内容	申請者コメント欄	行政庁チェック欄
騒音	(1) 敷地内の建築物の配置について、隣接建築物から一定の距離が取られているか。		
	(2) 騒音源となる機械等を建築物内に配置する場合に、外壁に密着して設置されていない、隣接建築物から離れた場所に設置されている等の適切な配置がなされているか。		
	(3) 敷地外周に遮音壁の設置等がなされているか。		
	(4) 騒音の小さい種類の機械、作業方法が選択されているか。		
	(5) 搬入、配送等工場の敷地の出入りに伴って発生する騒音にあっては、騒音が生じる時間帯、頻度及び騒音の程度について、その業態に鑑み、合理的な想定がなされているものであり、かつ、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないものであるか。		

交通量	(1)	工場の敷地が、その規模、自動車の出入りの頻度の相違に応じ、適切な幅員の道路に接しているか。		
	(2)	敷地の出入り口が、極力周囲の居住環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けられているか。		
	(3)	自動車等の敷地への出入りの頻度について、その業態に鑑み、合理的な想定がなされているものであり、かつ、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないものであるか。		
臭気	(1)	工場に換気孔等を設ける場合に、その業態に応じて想定される臭気の程度に応じて、排気が隣接建築物に直接吹き付けることのないよう、換気孔の位置、方向及び排気口の高さ等の構造が適切なものとされていること又は防臭装置の設置がなされていること等により周辺環境に害を及ぼさないよう配慮されているか。		
振動	(1)	振動源となる機械等を建築物内に配置する場合に、外壁に密着して設置されていない、隣接建築物から離れた場所に設置されている、振動を吸収する台の上に設置されている等の適切な配置がなされているか。		
照明・光	(1)	工場から発する光及び工場の敷地に入出入りする自動車等から発する光が、周囲の建築物に頻繁に当たることのないようにするため、敷地内における建築物の配置及び自動車動線の設定が適切になされていること又は、植栽、目隠し板の設置等が行われているか。		